

議案第 5 4 号

亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 6 年 8 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、亀山市消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防署長と同等以上の職に1年以上あったものであること。
- (2) 市の行政事務に従事した者で、亀山市行政組織条例（平成17年条例第184号）第1条に定める部の長の職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する消防署長の資格は、市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市の消防長の職にある者は、その職にある間、第2条に規定する消防長の資格を有する者とみなす。